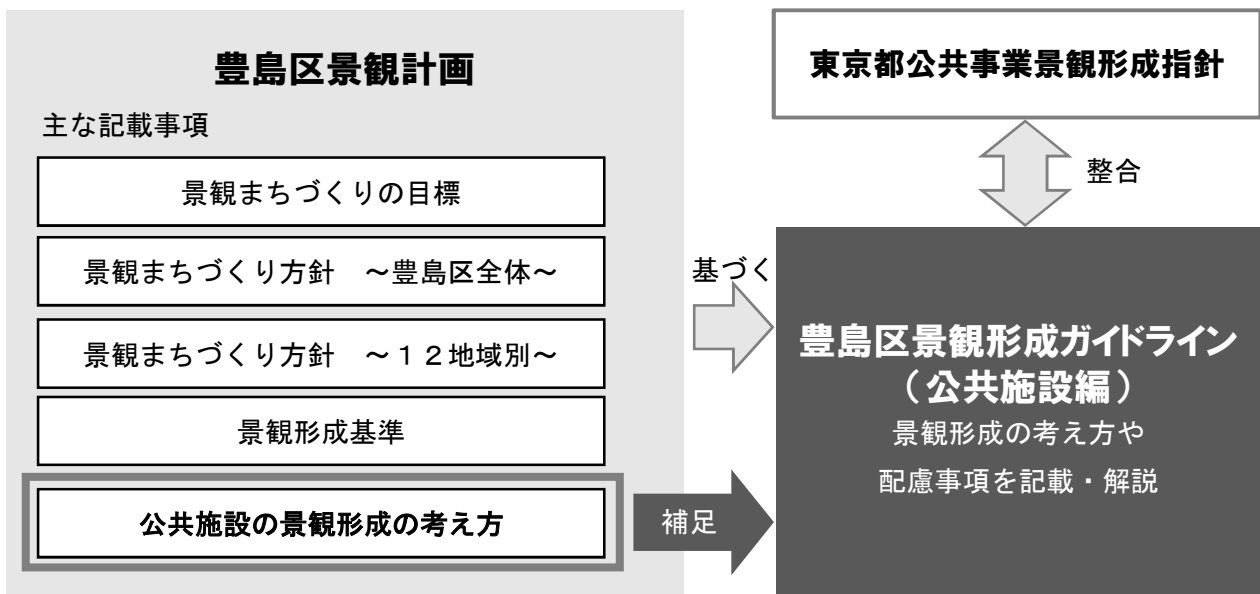


豊島区景観形成ガイドライン（公共施設編）の策定について

1. ガイドライン（公共施設編）の目的と位置づけ

- 道路や河川、公園、学校などの公共施設は、景観を構成する重要な要素です。都市の骨格であるとともに、豊島区の景観形成の先導的役割をもつことから、地域の特性を惹き立てる景観形成に生かしていくことが重要です。
- 豊島区景観形成ガイドライン（公共施設編）は、豊島区景観計画の「景観まちづくり方針」、「景観形成の基準」、「公共施設の景観形成の考え方」に基づき、
- 本ガイドラインが事業の計画・設計にあたって活用されることにより、豊島区らしい良好な景観形成の促進を目指すものです。

■本ガイドラインと「豊島区景観計画」との関係



2. ガイドラインの対象となる公共施設

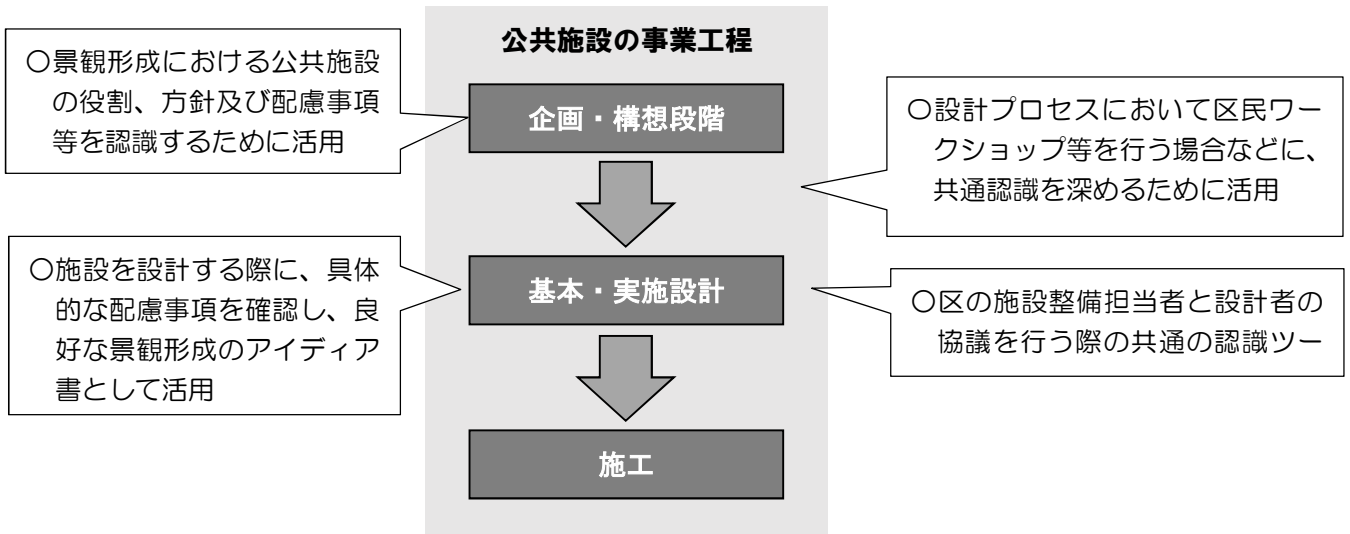
- 本ガイドラインは、下記の豊島区自らが行う公共施設整備に関する景観形成の基本的な考え方や配慮すべき事項を示します。このほか、国、東京都、及び公的機関（公的住宅供給機関等）が行うものは、理解と協力を求めるものとします。

<対象施設>

- ・公共建築物（区役所、学校施設、文化・スポーツ施設、公営住宅など）
- ・道路、橋りょう
- ・公園・緑地、緑道

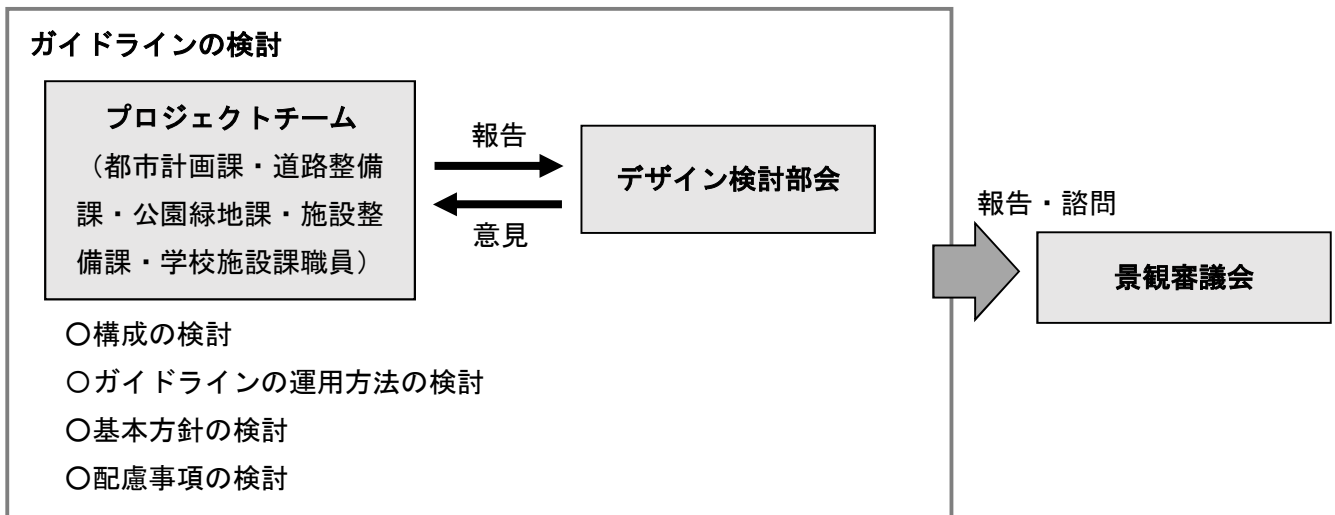
3. ガイドラインの活用方法

○公共施設の整備に関わる区の担当者や事業者（設計者等）、および区民の方々に事業の各段階で以下のよう
に活用されることを目指します。



4. 策定体制

○公共施設整備担当者でプロジェクトチームを作り、ガイドラインを作成します。



5. 策定スケジュール

	平成29年							平成30年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガイドライン案作成		骨子作成		素案作成			冊子デザイン			
会議など	○PT	○PT	○PT	○PT	○PT	○PT	○PT	○PT	○PT	○PT
会議など	景観講義×4回		☆部会			☆部会	★審議会		☆部会	★審議会

6. ガイドラインの構成案

		項目	作成のポイント
I. はじめに		1 景観形成ガイドライン 公共施設編の位置づけと役割 2.対象となる公共施設（一覧） 3.ガイドラインの構成と使い方	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる公共施設の種を一覧で整理。 ガイドラインの構成と各章と対応した使い方を例示する。
II. 基本事項		1.豊島区が目指す景観まちづくり 2.公共施設の景観形成方針 ～案～ （1）地域特性の尊重 （2）安全、くらし、賑わいへの配慮 （3）図と地をわきまえる （4）先導的な姿勢を示す （5）街のシンボル、ランドマーク	<ul style="list-style-type: none"> 「豊島区景観計画」で定めた景観まちづくりの目標と、公共施設等の景観形成の基本的な考え方を示す。 景観形成において、公共施設整備が果たすべき役割を示すと同時に、地域の良好な景観形成に向けた公共施設の景観形成方針を示す。
III・配慮事項	施設別	1.公共建築物 2.道路・橋りょう 3.公園等	<ul style="list-style-type: none"> 施設別に景観形成の方針、配慮事項をイラストや写真を用いて示す。
	共通事項	1.フェンス・塀類（防護柵、敷地境界フェンス等） 2.ポール類（照明、信号機、標識、車止め等） 3.ネット類（防球ネット、防砂ネット等） 4.擁壁 5.設備類（設備機器、建築付帯設備等） 6.舗装類 7.駐車場・駐輪場 8.仮囲い 9.植栽類 10.照明類 11.公共サイン	<ul style="list-style-type: none"> 各施設に共通する要素別に景観形成の方針、配慮事項をイラストや写真を用いて示す。
	色彩	1.色彩の基準 2.街並みと調和しやすい色彩例	<ul style="list-style-type: none"> 「豊島区景観計画」で記載している色彩基準を遵守するとともに、施設の用途、機能等により求められる色彩の考え方を示す。 公共建築物や道路・橋りょう、フェンスなどを計画する際に参考となるよう、景観に馴染む色彩を具体的に示す。
IV.推進方策		1.景観条例に基づく手続き 2.推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 今後の公共施設整備の景観形成の推進体制と景観条例に基づく手続きの流れについて記載。 推進体制には、庁内連携の考え方を記載。